【オンライン報告会】 規制委で何が? 「炉規法・運転期間の削除を容認」の一部始終

2023年2月16日



## GX実現に向けた基本方針の概要

### 背景

- ✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・ 国家の競争力に直結する時代に突入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。
- ✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。
- ✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する(下線部分が法案で措置する部分)。

### (1)エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組

### ①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。
- 関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。
- 改正省エネ法に基づき、主要5業種(鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業)に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。

### ②再エネの主力電源化

- 2030年度の再エネ比率36~38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。
- 洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。
- 地域と共生した再工ネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋ト風力の社会実装化。

#### ③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体 化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討している。
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、 追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知 見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進 や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

### ④その他の重要事項

- 水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。
   水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。
- 電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
- サハリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では権益を維持。
- 不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。
- この他、カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。

### (2)「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行

昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。

### ①GX経済移行債を活用した先行投資支援

長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す)、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。

### ②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- ・ 成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。
- 直ちに導入するのでなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入(低い負担から導入し、徐々に引上げ)する方針を予め示す。
- ⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。

### <具体例>

- (i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働 【2026年度~】
- (ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オークション」※を段階的に導入 [2033年度~]
  ※ CO2排出に応じて一定の負担金を支払うもの
- (iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入 [2028年度~] ※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設

#### ③新たな金融手法の活用

- GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策(債務保証等)を検討・実施。
- トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。

### 4国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX

- 「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。
- リスキリング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。
- 脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の 脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。
- 事業再構築補助金等を活用した支援、プッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、 パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。

### (3) 進捗評価と必要な見直し

- GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的に実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。
- これらのうち、法制上の措置が必要なものを第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。



## 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

### 背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション (GX) 実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進捗評価と必要な見直しを法定。

### (1) GX推進戦略の策定・実行

政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略(脱炭素成長型経済構造移行推進戦略)を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。
 【第6条】

### (2) GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度 (令和5年度)から10年間で、GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造 移行債)を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。
   (2050年度(令和32年度)までに償還)。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

### (4) GX推進機構の設立

 経済産業大臣の認可により、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行 推進機構)を設立。

(GX推進機構の業務)【第54条】

- ① **民間企業のGX投資の支援**(金融支援(債務保証等))
- ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- ③ 排出量取引制度の運営(特定事業者排出枠の割当て・入札等) 等

### (3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
  - ⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが 付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。(低い負担から導入し、徐々に引上げ。)
- ① 炭素に対する賦課金 (化石燃料賦課金)の導入
  - 2028年度(令和10年度)から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業 者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】
- ② 排出量取引制度
  - 2033年度(令和15年度)から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、 一部有償で<u>CO2の排出枠</u>(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
  - 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式(有償オークション)
     により、決定。【第17条】

### (5) 進捗評価と必要な見直し

- ・GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- ・ <u>化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行</u> 後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】



# 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等®の一部を改正する法律案【GX脱炭素電源法】の概要

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理法

### 背景・法律の概要

- ✓ <u>ロシアのウクライナ侵略</u>に起因する<u>国際エネルギー市場の混乱</u>や国内における<u>電力需給ひっ迫等への対応</u>に加え、<u>グリーン・トランスフォーメーション</u> <u>(GX)</u>が求められる中、<u>脱炭素電源の利用促進</u>を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日(金)に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)地域と共生した再工ネの最大限の導入促進、(2)安全確保を 大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

### (1) 地域と共生した再工ネの最大限の導入拡大支援 (電気事業法、再エネ特措法)

- ① 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備 (電気事業法・再エネ特措法)
- 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業 大臣が認定する制度を新設
- 認定を受けた整備計画のうち、再工ネの利用の促進に資するものについては、 従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金(再工ネ 賦課金)を交付
- 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加
- ② 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進(再エネ特措法)
  - 太陽光発電設備に係る早期の追加投資(更新・増設)を促すため、
     地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した
     新たな買取価格を適用する制度を新設
- ③ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)
  - 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保 する措置を導入
  - 違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による 支援額の返還命令を新たに措置
  - <u>認定要件</u>として、事業内容を**周辺地域に対して事前周知**することを追加 (事業譲渡にも適用)
  - 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底
- ※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可(林地開発許可等)については、 認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

### (2)安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法)

- ① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)
  - 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化(安定供給、GXへの貢献等)
  - 国・事業者の責務の明確化 (廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、 自主的安全性向上・防災対策等)
- ② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)
  - ・原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、 10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に 基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを 新たに法律で義務付け
- ③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備(電気事業法)
  - 運転期間は40年とし、i )安定供給確保、ii )GXへの貢献、iii )自主的安全性 向上や防災対策の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に 限り延長を認める
  - 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由(安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等)による停止期間(α)を考慮した期間に限定する
     ※原子力規制委員会による安全性確認が大前提
- ④ 円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)
  - 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構(NuRO(\*\*))に
     i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、
     iii)廃炉に必要な資金管理等の業務を追加
    - (※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
  - ・原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける
- ※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。
- ※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。



# 「GX脱炭素電源法」の骨格

「GX脱炭素電源法」とは、下記5つの法改正を束ねたもの

# 原子力基本法

・原子力利用の基本原則(安全性、脱炭素、エネルギー安全 保障などの追加)

# 電気事業法

・原子炉の運転期間規制の新設、送電網整備の拡充

# 原子炉等規制法

・原子炉の運転期間規制の撤廃、設備劣化に関する技術的評価の法定化

# 再処理法

・使用済燃料再処理機構に、原発廃炉の調整機能、研究開発、 廃炉資金管理業務を追加

## 再エネ特措法

・再工ネ事業の規律強化、既存再エネへの追加投資促進など



## 原子力規制委員会設置法 <解説>

(原子炉等規制法、電気事業法改正関係)

平成24年7月

内閣官房 原子力安全規制組織等改革準備室 しかしながら、一方で、運転開始から長期間経過した原子力発電施設については、経年劣化に対する懸念など、国民や関係自治体にも様々な議論があり、また、一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから、こうしたリスクを低減するという趣旨から、本条は、運転することができる期間を制限するものである。なお、高経年化対策の在り方については、IAEA報告書における「現在までに得られた事故の教訓」の一つとして、「原子力安全や原子力防災に係る法体系と関係する基準・指針類の見直し・整備を進める。その際、構造信頼性の観点のみならず、システム概念の進歩を含む新しい知見に対応する観点から、既存施設の高経年化対策の在り方について再評価する。」とされていた。

40年という運転期間の年限については、原子炉設置許可の審査に際して、重要な設備、機器等に係る設計上の評価が、運転開始後40年の使用を想定して行われることが多いこと、具体的には、①中性子照射による劣化の評価について、ほとんどの施設が40年を目安に評価をしていること、②重要設備の疲労評価についても40年程度の運転期間を想定していたことを考慮したものである。

一方で、経年劣化による安全性のリスクは年数を経過するとともに徐々に大きくなるものであり、原子炉の運転開始後40年までは安全上全く問題がなく、40年を経過すると急に危険になるものではない。加えて、メンテナンスの状況、原子炉



なお、本制度は、米国において、運転が認められる期間が運転認可後40年を超えない期間と定められており、さらに運転認可の有効期間の後の更なる運転期間の更新については、20年を超えない期間につき認可を更新することができる制度となっていることも1つの参考としている。ただし、この年限については、安全、技術的な要素ではなく発電所の減価償却期間を選定したものである。

## NRC Backgrounder on Reactor License Renewal

"The Atomic Energy Act authorizes the Nuclear Regulatory Commission to issue licenses for commercial power reactors to operate for up to 40 years. These licenses can be renewed for an additional 20 years at a time. The period after the initial licensing term is known as the period of extended operation. Economic and antitrust considerations, not limitations of nuclear technology, determined the original 40-year term for reactor licenses. However, because of this selected time period, some systems, structures, and components may have been engineered on the basis of an expected 40-year service life."

「原子力エネルギー法は、原子力規制委員会が商業用発電炉に対して最長40年の運転免許を発行することを認めている。これらの免許は一度に20年間追加更新することができる。最初の認可期間の後の期間は延長運転期間として知られている。原子力技術の限界ではなく、経済と反トラスト法への配慮が、原子炉認可の当初の40年という期間を決定した。しかし、この選択された期間のために、一部のシステム、構造、およびコンポーネントは、予想される40年の耐用年数に基づいて設計されたかもしれない。」

この議論が 行われたの は1954年 のこと。



# 規制と推進の分離の形骸化① 幹部人事

# 原子力規制庁歴代幹部

原子力規制庁創設から10年となる2022年7月、局長級以上の3幹部、総括審議官級以上の5幹部を経産省出身者が初めて独占

	① 長官	②次長	③ 原子力規制技監	(技術総括 <del>審</del> 議官)	④ 緊急事態対策監	⑤ 核物質·放射線 総括審議官
2012/9	池田克彦(警察庁)	森本英香(環境省)	_	_	安井正也(経産省)	_
2014/3				平野雅司(原子力安全基		
2014/7		清水康弘(環境省)		盤機構)		
2014/10						片山啓(経産省)
2015/7	清水康弘(環境省)	荻野徹(警察庁)	•	安井正也(経産省)	大村哲臣(経産省)	
2017/1	安井正也(経産省)			櫻田道夫(経産省)		
2017/4			櫻田道夫(経産省)	_		
2017/7			2		山形浩史(経産省)	
2019/7	荻野徹(警察庁)	片山啓(経産省)				山田知穂(経産省)
2021/7					金子修一(経産省)	佐藤暁(経産省)
2022/7	片山啓(経産省)	金子修一(経産省)	市村知也(経産省)		古金谷敏之(経産省)	

注:2014年7月に部長ポストを核物質・放射線総括審議官に格上げ 2017年4月に総括審議官級の技術総括審議官ポストを局長級の原子力規制技監に格上げ。

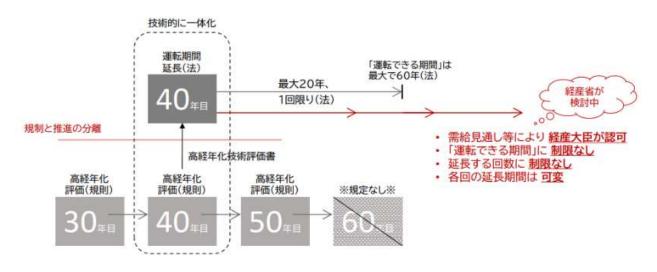




# 規制と推進の分離の形骸化② 事前すり合わせ問題

2022年8月29日原子力規制庁作成資料

- 来年の常会に提出予定のエネ関連の「束ね法」(経産主請議)により、 現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、 今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。



#### 今後、高経年化プラントの増加・長期化が見込まれるため、更に安全規制を強化

- 現行は60年超を想定していない ⇒ 60年超にも対応した安全規制
- 現行は「10年毎」の要求 ⇒ 各炉のパフォーマンス実績を反映した評価期間(最大10年)
- ・現行は他プラントの規制経験、新知見の反映が事業者任せ ⇒ 定期見直しの義務化、場合により措置命令
- 現行は施設管理の1分野 ⇒ 高経年化を切り離し、「計画」の認可、「計画」に従った措置の義務化・規制検査化、「計画」の変更命令

日時	概要
2021年7月頃	原発運転期間延長案が浮上
	各レベルで打合せ?
2022年7月頃	金城原子力規制企画課長、7月就任時に、 前任者(現・原子力規制部長)から「運転期間については次長に相談しながらやるよう」 に」と引き継ぎを受ける
7月28日	資源エネ庁、規制庁に経産省として炉規法 を含む束ね法案の検討を開始と伝達 以後、規制庁と経産省は運転期間延長につ いて複数回面談・電話で打ち合わせ
8月24日	GX実行会議で <u>首相が原発運転期間延長を</u> 含めた検討指示
9月22日	31回原子力小委員会で運転期間延長に関する検討開始、 <u>事務局が規制委とのコミュニケーションの必要性について発言</u>
9月28日	41回原子力規制委で規制庁に運転期間延 長について経産省にヒアリングするための 調整を指示
10月5日	42回原子力規制委で経産省から運転期間 延長をヒアリング、規制庁に検討を指示
11月2日	48回原子力規制委で規制庁が運転期間延長の検討結果を報告、方針を概ね了承

# フルオープンの茶番劇① 9月22日31回原子力小委員会

2022年9月22日 31回原子力小委員会 資料5

### 運転期間に係る原子力利用面での論点①

- (1) 安全性最優先を大前提とした原子力利用政策の観点からの運転期間のあり方に関する検討
  - 原子力の利用に当たっては、いかなる事情よりも「安全性が最優先」。
  - 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「安全神話」への根本的な反省の下、 エネルギー政策と安全規制の分離、新規制基準の策定等の措置を講じてきたところ。
  - 今後とも、こうした大原則をゆるがせにすることなく、原子力事業者や国等の関係者が、**安 全性の確保に向けた不断の改善**を進めていく仕組みとなることが、検討の大前提。
- → 原子力規制委員会の見解や原子力委員会の要請を踏まえ、原子力利用政策の観点から 運転期間のあり方に関する検討を進める。その際、
- ①今後とも、エネルギー利用の観点からの議論・政策検討や、制度設計のあり方にかかわらず、 高い独立性を有する原子力規制委員会により、安全性が確認されなければ、発電所の運転が できない仕組みであることが大前提。
- ②その上で、**エネルギー利用の観点からの検討に伴って**、(例えば長期運転に係る安全確認のあり方の明確化など、)**規制面における制度のあり方についても検討が必要となる可能性**。
- → こうした規制面における制度のあり方に関しては、原子力規制委員会において議論いただく 必要性について、規制当局に対しコミュニケーションを図っていくべきではないか。

## 2022年9月22日31回原子力小委員会での事務局 (遠藤原子力政策課長)説明

エネルギー利用の観点からの検討、われわれが行う検討に伴いまして、例えばの例で書いてございます長期運転に係る安全確認の在り方の明確化などと書いてございますが、規制面における制度の在り方についても検討いただく必要がある可能性があるかと考えてございます。こうした規制面における制度の在り方に関しましては、原子力規制委員会においてご議論いただく必要性につきまして、規制当局に対してコミュニケーションを図っていくべきではないかと考えてございます。

- 9月22日時点では経済産業省は規制面の制度の在り方について規制当局とこれからコミュニケーションすると説明(少なくとも委員会で私はそう理解した)。
- 実際には7月28日時点で経産省として炉規法を含む束 ね法案の検討を開始と伝達。9月22日の委員会開始時 点で5回の「コミュニケーション」を重ねていた

# フルオープンの茶番劇② 10月5日 42回原子力規制委員会

## 〇片山長官

事務局の方から確認をしたいのですけれども(中略)現行の規定は原子炉等規制法にあるわけですけれども、それは利用政策側の法体系の中で法的な手当てを含めて考えていくという御発言だと理解してよろしいでしょうか。

○松山経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

普通の一般的な考えで考えますと、利用政策であれば、利用政策省庁、利用の関係の法令の中に基本的な仕組みが存在してくると。その上で、既存の法令について必要な規定整備を行っていくということが通常の段取り

## ○山中委員長

運転期間についての定めが利用政策側の法体系に移るとなると、必然的に高経年化した発電用原子炉の安全性の確認をどう法的に担保するのかについて、原子力規制委員会として、今後、しっかりと検討する必要があろうかと思います。

### ○片山長官

現行制度は運転期間そのものと高経年化した原子炉に対する安全性の規制というのがセットになっていますので、一方だけが年末で、一方が全然進んでいないという状態はまずかろうと思いますので、我々もそういうスケジュール感を横目でにらみながら検討する必要があるのではないかと思います。

### 〇山中委員長

事務方は、本日の議論や資源エネルギー庁の検討状況を踏まえつつ、高経年化した発電用原子炉の安全性をどう確認していくか、法的に担保するのかについて検討の上、原子力規制委員会に報告をお願いします。

### 〇片山長官

年末というスケジュールというのもございますので、資源エネルギー庁の検討状況というのも横目でにらみつつ、我々の規制制度として高経年化した発電用原子炉の安全性の確認というところに穴が開かないように、しっかりと規制が継続できるように、事務方として実務的にはエネ庁の方と情報交換しながらやっていく必要があろうかと思いますけれども、検討を進めていき、また原子力規制委員会の方に御報告をしたいと思っております。

片山長官が経産省に改 正方法について説明さ せている。

事前すり合わせが行われていたという事実を踏まえてどう考えるか。

山中委員長は炉規法から電事法に運転期間規定を移す方針のみを示しているが、これ以外の選択肢はないのか?

なぜ利用政策側のスケ ジュールに合わせて規 制政策を検討しなけれ ばならないのか。

利活動法人 料情報室



# 第72回原子力規制委員会 臨時会議(2023年02月13日)

### 〇杉山委員

これ言っちゃっていいのかなっていうところはあるんですけど、我々これを決めるにあたって何ていうか、その外から定められた締め切りを何か守らなきゃいけないっていう、そういう感じでなんか急かされて議論してきました。そもそもそれは何なんだっていうところはあります。我々、その独立した機関であって我々の中でやっぱり、じっくり議論して進めるべき話ではあるんですけどもね。そのまあいろんなそのまあなんて言いますか、その他省庁との関係もあるんでしょうけども、我々はそのあまりそういう外のペースに巻き込まれずに議論をすべきであったと思っております。

〇伴委員

杉山委員も今指摘されましたけれども、やはりこの外枠と言いますか制度論ばかりが先行してしまって、本来我々にとってのそのサブスタンスであるべきところのその基準と言いますか、特にその60年越えをどうするんだっていうのが後回しになってしまって、そこがふわっとしたままこういう形で決めなければいけなくなったということに関しては確かに私も違和感を覚えています。

スケジュールありきで議 論が進められたと、今回 の結論に賛成する委員 からも苦言がでる事態。

